

平成 30 年第 1 回定例会 環境農政常任委員会

平成 30 年 3 月 5 日

赤井委員

先日新聞報道されました台風の影響で取水が止まった相模川の話、諏訪森下に水が到達しないという話が記事に出ていました。この辺について状況を伺いたいと思います。記事を読みますと、昨年 10 月の台風 10 号の影響で水の流れが変わって、一部の農業用水が取水口に水が来なくなった。上流側の工事が済んだので、諏訪森下取水口までは一応水が到達したという記事です。この諏訪森下取水口は 13.3 ヘクタールに影響があるということで、ここの管理は諏訪森下用水組合というところの地権者が管理をしているということなのですが、農業が営めなくなるということで、今回は相模原市が工事を発注した。同じように下流の清水下取水口、ここがやはり同じような状況にあるということで、今回神奈川県 県央地域県政総合センターに工事を発注したというふうに出ていますが、この辺の内容について、今の状況を御説明いただきたい。

農地課長

まず一つ目、新聞報道で出ていました諏訪森下取水口につきましては、委員の質問の中にありましたとおり、地元の農業者で組織します組合のほうで管理を行っております。財産的には相模原市の財産となっておりますので、今回、相模原市のほうで工事を発注しまして、もう完了したと新聞報道がなされたところでございます。もう一つの清水下のいわゆる頭首工取水口につきましては、県の財産になっておまして、実際の管理については組合のほうで行っていただいておりますが、こちらについても同じように、台風の影響で河川内に土砂が堆積して水がとれない状況となっております。現在、今回ゼロ県債で、県央センターのほうで 700 万円ちょっとですが、ゼロ県債で工事を発注しております。今日ぐらいから実際に業者が工事のほうに着手すると聞いております。

赤井委員

昨年の台風 21 号の影響ということで、城山ダムから大量の水が放流される状態が長く続きました。これまでも気候変動で、昨年の台風 21 号と同じような状況というのは、これまでもあったと思うのですが、今回こういう形になったというのは初めてですか。

農地課長

私が知っている限りでは、台風の影響で相模原の河川内に土砂が堆積して、取水農業用の用水の取水ができなくなったというのは初めて聞いております。

赤井委員

相模川は農業用水もそうですし、飲料水も寒川浄水場だとかいろんなところでとっていますよね。そういう点では、河床が上がるということは、いろんなものに影響してくると思うのですよね。それで、要はこの台風 21 号ばかりでなくて、今後もこれから考えられると思うのですが、こういう情報を管理しているのは県土整備局なのかな。ただ、取水をするに当たって農業用水に使うということから考えれば、そういう情報の交換というか、意見交換というか、今の河床の状況はこうだよとか、こんなような状況というのはやり取りというのは

できているのですか。

農地課長

毎年農業用水につきましては、4月の中旬から下旬にかけて取水を始めます。その前に農業用水の取水に係る河川の状況というのは、農政のほうでは確認をとっておりますが、今までは影響がなくとれておりましたが、今回こういう状況になりましたので、こういったことを踏まえまして、今後は河川管理者の県土整備局と、今後の対応について調整検討をしていきたいと考えております。

赤井委員

諏訪森下の用水組合は相模原の財産で、地権者が管理をしているということで、自分たちの営み、大変なことになるということで慌てて相模原市とやり取りしたと思うのですが、この清水下の取水口、ここは諏訪ノ森よりも大きいですよ。影響範囲も3倍ぐらいあるようですが、ここについての工事の発注、今回ゼロ県債で発注するという、ここら辺は、どういう過程で発注することになったのですか。自分たちが見て分かったのですか、それとも言われて分かったのですか。どういう状況で今回発注することになったのですか。

農地課長

今回の工事を発注した経緯でございますが、発端は地元の組合の農業者の方から、12月ぐらいだったと思っておりますが、水がとれない状況になってしまっているという、お話を頂きました。すぐに県央地域県政総合センターの職員が現地を確認しまして、確かにこのままだと来年の通水ができないということで県土整備局、実際には厚木土木事務所と調整を相模原市も含めて、諏訪森下もありましたので調整を進めまして、相模原市は独自に今回工事を発注しまして、県につきましては今年度予算で対応ができるかどうかというのをまず検討しましたが、もう年度末に迫っていて対応ができないという中で、ゼロ県債での発注というようなことになりました。

赤井委員

今回は台風21号ですから、昨年10月だったと思うので、そのときの城山ダムの放流によって土砂という形で出ているのですが、こうやってみお筋が変わってしまうとか、あるいは取水口が埋まってしまうぐらいに至るまでにどのぐらいの期間がかかるのですか。所管が違うかもしれませんが、城山ダムの河川でも分かればその範囲で教えてください。

農地課長

申し訳ありません。そここのところにつきましては、私のほうでは把握していません。

赤井委員

今回、何とか諏訪森下取水口も相模原市が、また清水下取水口はゼロ県債ということで、この4月から5月にかけての苗代だとかの水田に水を引く時期にちょうど間に合ってよかったと思っております。しかし、これから何があるか分からないので、台風があったときに城山ダムから放流する状況は、全県的に連絡がいくと思っております。そうした場合、どのぐらいの期間で土砂が溜まるとか、どのぐらい放流したのかとか、台風21号で城山ダムがどのぐらい放流したのか。

今までも放流していたのに、今回こうなってしまったのか、それとも今回は今まで以上に大量に放流したからこうなったのか。そういうようなデータ等については企業庁とか、それから県土整備局とか、よく連携しながら今後農業関係者の方々に影響のないようにしていただきたいと思います。もしそういうことで大体これぐらいだと、このぐらいの月で溜まるなどというようなことがあれば、それは常時こちらのほうも監視する必要があると思うのですが、その辺どうでしょうか。

農地課長

今回、初めての取水できなくなったケースなので、委員がお話しのとおり、今後、今年度の放流量やその辺を確認しながら、対応を考えていきたいと考えております。

赤井委員

是非、県民の皆さんが心配しないようにしてほしいと思います。企業庁、県土整備局、環境農政局とか、県民の目線からすれば関係ないので、水が引けなくなったら死活問題になりますから、今後粗相のないようお願いをしたいと思います。

先行の会派で散々やられておりました、今回の報告事項の中にあります環境基本計画の進捗状況について、これもちょっと所管が違ってしまうので分からないと言われてしまうかもしれないのですが、分かる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。まずは計画の進捗状況の中で2ページにあります地球温暖化への対応の中で、対応の方向という形になっておりますが、Z E HやZ E Bの導入の支援などの取組、これは多分、産業労働局という形にはなってくると思うのですが、K P Iの一覧の中にもエネルギー自立型の住宅・ビル・街の形成を目指す神奈川の発信という点で、神奈川への新しい人の流れ、エネルギーということでここに出ています。実際にそれを所管しているのは産業労働局かもしれないのですが、環境ということから考えれば、県民目線からすればZ E HとかZ E Bについては、どんどん進めるべきではないか思います。ちなみにこの一覧表の11ページに2014年の実績が342件、2019年が2万件という形で大きくふえているのです。ちなみに2018年は1万600件という形になって、これが設置数の目標だと思いますが、最新につかんでいるこのネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの設置数等については幾つぐらいですか。

環境計画課長

Z E Hの造成状況に関する統計データというのがございませんが、県と国がZ E Hを対象に交付している補助金の件数でお答えを申し上げます。平成22年度から平成28年度までの5年間の累計で1,195件となっております。年々増加傾向でございまして、これは平成28年度までの件数なので平成29年度分、こちらにつきましては県の補助事業が終了しておりますので、これを加えますと1,538件になります。

赤井委員

平成29年というのは2017年ですよ。4,600件の目標が1,800件ということですか。

環境計画課長

今年度の2017年度末で1,538件ということになります。

赤井委員

平成29年度分として4,600件が1,538件ということで、この2018年から2019年で目標が2万件、国が掲げる2020年度までに新築戸建て住宅の過半でZEHの実現を目指すという目標を基に、2019年度2万件的ZEHを目標としますと出ていますが、この新築戸建ての件数、こちら辺の過半ということだと半分という意味ですかね、ちょっと2019年には4万件という形で読んでいるのですか。

環境計画課長

国で定めているZEHロードマップ検討委員会というのがございまして、こちらでZEHの目標というのでも定められています。この中で申し上げますと、2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均でZEHを実現することになっております。この標準的な新築住宅でZEHということにつきましては、ハウスメーカーとか工務店が施工する建築住宅に関してはZEHになる。新築住宅で着工の半分ということを目指している状況でございます。

赤井委員

非常に理想的な数字なのかと思えます。というのは、確かにZEHに対しての考え方、ハウスメーカーにしても、また一般の方々にしても結構進んできているとは思いますが、なかなかコストの問題だとか、それからZEHをやってくれる工務店さんだとかということになると、身近にないのかなとも思うのですが、これも所管が違うかもしれませんが、環境に対して頑張るということからいくと、産業労働局で出しているこういうZEH、それからZEB等についても、この取組に対して環境農政局としてはどういう取組をしているのでしょうか。

環境計画課長

家庭部門のCO2の削減を図るためにも、このZEH、それからZEB普及というのは非常に大事だと私どもも考えています。産業労働局がかながわスマートエネルギー計画を推進している中で、我々、地球温暖化対策等を推進していくためにも、この住宅を推進していくということで、これまでも産業労働局と連携してこのZEHのPR等を行ってきたところでございます。例えば、今年度で申し上げますと夏と冬、特に気温が高いとき、低いときに大学生等に実際に宿泊体験をしてもらって、ZEHの素晴らしさ等をホームページで紹介するといったことをやっております。また、次年度に向けて産業労働局とこのZEHにつきまして、県民に対して効果とメリット、そういったものを理解していただいて、1件でも多くのZEHというものを着工していただくように、PRを進めていきたいと考えております。

赤井委員

委員会資料の中に、新年度の主要施策の概要、地球温暖化対策の推進、家庭部門、住宅の省エネルギー化等ということで、環境農政として家庭向け省エネルギー行動促進事業費470万円について記載があります。この内容について見ると、省エネルギーの質を高めて具体的な行動を促すようにキャンペーン、それから省エネリフォーム等の促進に向けた事業を実施するということですが、

キャンペーンをこの額でいいのかと思うのですが、例えば助成金とか、そのようなことは考えていないのかですか。またこの470万円の内容について伺います。

環境計画課長

470万円の内容でございますが、こちらにつきましては今年度も実施しております家電買い替えキャンペーン、これは冷蔵庫やエアコンを買い替えた方を対象としまして、抽選で商品が届くということでございます。また、併せて今年度に初めて省エネDIYということで、県内のホームセンターと連携しまして、省エネリフォームの価格がなかなか高いということで、気軽に皆さんにやっていただけるようなDIY方式で、例えば窓の遮熱フィルムを貼ってもらうとか、LEDを導入してもらうとか、そういったことをホームページと連携してPRする、そんな事業も実施したところでございます。

来年度は加えまして、省エネリフォームについて普及していこうということで、省エネリフォームの事例集を地元工務店などの方々と連携して作成して、建築業界の方から、実際に省エネリフォームを考えている方に対してPRをしてもらおうと考えております。

赤井委員

この辺については、環境対策として大事になってくると思いますので、ハウスメーカー等々からのいろいろな意見を頂きながら、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。そしてまた、キャンペーンについても今までと同じような形ではなくて、これからの長いスパンを考えたときに、ZEHにすることのメリットについてもしっかりとアピールをしていただきたいと思いますというふうに思います。また、これは産業労働局なのですが、エネルギー自立型促進事業費補助、それからエネルギー自立型住宅促進普及啓発事業、これも先ほど聞いたその内容なのですが、補助等についても9,000万円程度の既存住宅の省エネの改修という形ができるのかなということを、所管が違うのですが、分かれば教えてください。

環境計画課長

産業労働局のほうで予算計上しておりますが、補正についてはZEHの補助が8,000万円予算計上をしております。内容としましては、1件当たり20万円を400件で8,000万円を計上しております、併せて残りの1,000万円ですが、こちらは既存住宅のリフォームに対する補助金ということになります。こちらについては、1件当たり20万円50件分と聞いております。

赤井委員

ちなみに、このZEHという形で今、モデル的に神奈川県で進めているようなものはあるのですか。

環境計画課長

神奈川県で進めているものというのは特にないのですが、すぐにZEHが体験できるというものは、鎌倉の腰越にイソダというモデルハウス、そこでZEHのモデルハウスを建てて、実際の契約や宿泊体験ができると聞いております。

赤井委員

是非、伺って体験してみたいと思います。

次に、報告資料の 34 ページの鳥獣被害対策についてですが、先行会派でもいろいろと聞いておりました、ニホンジカ、ニホンザル、それからジビエの処理の車の問題、解体処理の問題等もありました。まず鳥獣被害対策で自分も先日現地にちょっと行かせていただきましたが、地元の方と一緒に、ドローンを活用して様々な鳥獣被害への対応をしようということですが、相模原と大磯でドローンを活用した内容についてまず伺います。

自然環境保全課長

相模原市と大磯町でドローンによる鳥獣被害対策として環境調査を行いました。これは対策を行う前と後で、どのように作付けや状況が変化するかを把握するために実施いたしました。相模原市緑区名倉地区におきましては、9月と1月の2回、それから大磯町西久保地区では11月と2月の2回実施いたしました。こうした調査の結果、季節の違う空撮画像を比較することで、作付けの状況、樹林地の変化の様子が確認できたほか、やぶ刈りや柵設置を実施する前と後では、例えば動物の痕跡の減少、けもの道の場所の変化や、対策を実施していない場所に新たな痕跡が発見できたところです。また、イノシシによります掘り起こしがあつた場所には、草の成長を抑制するシートを施工する前と後で比較をする、こうした情報を得ることができました。

赤井委員

自分も初めてドローンで調査をしているのを見させていただいたのですが、人がコントローラーを持ちながら、捜査しているのかと思ったら、全てプログラムに入れ込んでやっているの、半年たっても、同じコースをきちんと飛ばすことができるということになるわけですね。そういう点では、撮影した写真というのを同じところから撮影しているということからいくと、非常に意味もあると思いますが、相模原と大磯で今回実際にやってみて、成果というのでしょうか、また新年度はどのようにやっていくのか、伺います。

自然環境保全課長

委員からお話のございましたいわゆるGPSのデータをプログラムして、自動で飛行させる、プログラムの不具合の場合には手動による飛行もございますが、そうしたドローンが調査地空上からジグザクに飛行した画像というのは、1枚の大きな画像となります。そして、鳥獣被害対策の勉強会などで、参加者の方がそれを共有することで、勉強会での大きな成果となっております。こうして得られました対策を今後に生かしていくということが大切でございます、これまで今年度かながわ鳥獣被害対策支援センターにおきまして、ドローンの飛行による調査を行ってきたわけですが、今後もこうした調査の有効性は大きいと考えております。平成30年度は、今年度の取組の成果を市町村にも普及させてまいりたいと考えております。今回行いました成果、手法などを様々な場面で市町村や地元への寄与もしていきたいと考えております。今後、ますますドローンのハードウェアとしての技術開発も進むと考えておりますので、引き続き鳥獣被害対策へのドローンの活用について、県内で活用を進めてまいります。

赤井委員

地元の農家の方などと、このドローンを活用した成果について、何かやり取

りはされているのですか。

自然環境保全課長

相模原市、大磯町において、それぞれ2回ずつ飛行いたしまして、それを比較するといったことで、誰の畑のやぶが刈れていないのか、ここは自分の畑だということを皆さんおっしゃりながら、地域での集落環境調査と対策に向けた勉強会に活用させていただいております。それぞれ冬に行ったところでございます。

赤井委員

平塚のセンターの職員等も本当に一生懸命頑張ってやられておりました。そんな中で、支援センターとして県央重点取組地区を6地区から10地区にとという話があったのですが、どこを何でふやしたか、伺います。

自然環境保全課長

鳥獣被害対策に取り組む重点取組地区でございます。これは市町村の意向を踏まえ、地域ぐるみの対策を進めていく候補となる地区につきまして、現在、ヒアリングや現地の調査を進めているところでございます。考え方といたしましては、これまで地域ぐるみの対策が行われていない空白域だったかどうか、また対策の緊急性がどの程度あるのか。また、あるいは外来生物による被害の初期段階で、早急に対応しなければならないのか、そういったことを総合的に勘案しながら選定をしてまいる予定としております。地区につきましては、今年度平成29年度6地区から、市町村から意向なども踏まえつつ、平成30年度は10地区程度までふやし、対策を強化していこうと考えております。

赤井委員

各市町村からそういう要望があったということでふやすわけですが、鳥獣被害に対しての対応という点では、新しい様々な技術がどんどんできてきている。ドローンも会派でお願いをして、活用するようになりました。また、首にGPSを付けて、それを探するなどいろんなICTを活用した方法がいろいろあると思うのですが、何かユニークなものを考えていますか。

自然環境保全課長

ユニークではないのかもしれないのですが、委員から御指摘のございました動物の行動をつぶさに把握するためのGPS、これは広く国内でもサルなどの例について行われているところでございます。本県でも、例えばサルに関しては群れごとの管理の目標を定めて捕獲していく、追い上げ先を設定することで、行動の調査を行っているところでございます。また、捕獲活動に直接資するものとしたしまして、設置したわなを一日一度は必ず見守りをするという時間が、対策の上で手間、負担にもなっておりますので、これを遠隔で監視できる情報通信技術を活用しました装置の普及、県としては試験的な導入をして、普及を図っていくことなども考えております。ドローンにつきましても、引き続き、現場に投入した上での課題などもメーカーへフィードバックさせていただきながら、技術的な進歩を促してまいりたいというふうに考えております。

赤井委員

県の平塚のセンターの職員等も増員すると聞いております。今は委託しているので、委託料という形かもしれませんが、もうプログラムに入れてしまえば、

職員でできるのかと思うので、今後ドローン購入、あるいはリースとか、いろんなことも考えていっていいのかと思います。

ユニークなものと言ったのは、昨日の朝日新聞のデジタルニュースの中で、スーパーモンスターウルフというのが、今まで実証実験していたものが実用化されてきたのです。これはイノシシなどから農作物を守るために、千葉県のJA木更津市が実証実験をやっていたらしいのですが、オオカミ型のロボットなのです。イノシシの食害にあってしょうがないというので、そのロボット1台を置いておいて、イノシシなどが入ってくるとセンサー感知して、LEDの光と音を出すことで、被害が少なくなったということです。実証実験からいよいよ実用化に入ってきたということで、これは北海道の企業が何かつくっているようです。実際に効果が出てきているということですから、農家に行ってみればこれを購入なり、リースするといっても大変だと思うので、ICTの活用が進めばいいかと思います。

それから、先行会派で話のありましたジビエの利用ですが、全国で12カ所のモデル地区を農林水産省が選定して、移動式の解体処理車、保冷施設の導入を支援ということですが、この12施設の中に神奈川県は入っていたのですか。

自然環境保全課長

結論といたしましては入っておりません。お尋ねのございました農林水産省のモデル地区につきましては、平成30年度にそれを選定し、実施していこうとしております。これは農水省から私ども講習会などで得た情報ですと、1,000頭規模、そして解体処理施設の工場を中心とするような全体的な仕組みを構築しようというものと聞いてございます。

赤井委員

昨日までに農林水産省が2016年度の野生鳥獣ジビエの利用状況の調査結果をまとめた新聞記事にも出ていました。全国で1,283トン、そのうちシカが665トンですから半分、イノシシが343トン、それ以外についてはペットフードなど、いろんなところにいっているということなのですが、全国で8万9,000匹が解体された鳥獣だというふうにいいますが、神奈川県はどのぐらいを予想していたのですか。

自然環境保全課長

神奈川県内で食肉の用に供するために解体された数字というのは把握しておりません。

赤井委員

2015年度には、環境省としてはイノシシとシカで約113万頭が捕獲されて、利用が1割に満たないということです。そういう意味では、平成29年度で神奈川県は解体処理車導入という形で、せっかく頂けるお金を全部国に返すわけですが、民間であればこんないいかげんなことはできないですよ。だから、そういう点では本当にこのジビエをやるということであれば、先行会派でも散々言っていましたが、本気になっていろいろやっていかなくてはならないと思うので、今後、国も積極的に利用の倍増、2019年度に利用の倍増を目標としていっているといますので、この国の考えもよく聞きながら、神奈川県としては、そのとおりとっていくのか。北海道や東北と違って、それほどのイノシシ、シ



カがいるわけでもないが、害があるというのであれば、それをジビエに利用するというのはいいことだと思うのです。しかし、それはもう少し本気になって取り組む必要があるのかなと思いますので、是非、真剣に取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

分からない点があるので、教えていただきたいのですが、報告書の中で議案として今回提出されております定県第 46 号議案、これも前回先行会派からのお話があったかと思うのですが、市町村の負担金の概要ということで、この受益の限度においてそれぞれの経費の一部を負担させる、負担の趣旨とありますが、これは法律上、決まっているのかもしれませんが、この土地改良法第 91 条第 6 項及び地方財政法第 27 条第 2 項の規定に基づき、その受益の限度、この受益の限度というのは、ちょっと読めないのですが、この辺について決まりは何かあるのですか。

農地課長

土地改良事業につきましては、この議案に記載してあるとおり、土地改良法の第 91 条の第 6 項で、その受益の限度においてという記載がございます。実際のところの市町村の受益の限度というのは、国で負担割合についてガイドラインというような形で示されておりまして、そのガイドラインに基づき、県と市町村が協議をして、負担割合を決めているということでございます。

赤井委員

ちなみに、市町村との協議とは言うものの、市として、とてもではないが金がないので勘弁してくれよとか、またはその最大最小はどの程度の差があつて、それは誰が最終的に決裁するのですか。

農地課長

基本的には先ほどもお話ししたとおり、国のガイドラインをベースに市町村と協議をしながら決めていきます。上限や何%とか何割というのは特に決めがございませんので、基本的にはそのガイドラインに基づいて協議をさせていただいた中で、市町村のほうから、とてもその負担はできないというような場合について、若干県のほうで国のガイドラインから示された割合より数%上乗せして出すとか、その辺のところはお互いの予算を見ながら、計上する前に協議しながら決めさせていただいております。どうしても市町村が出せないという場合には、事業そのものが成り立たなくなってしまうので、そういった場合にはまた別の方法で検討を進める、別の事業といいますか、別の方法で施設の改修なりの検討を進めさせていただくことになると思います。それから、時期的に市町村の財政は今年度は無理だけど、来年からはそれぐらい出せるよということであれば、1年事業を延期するとか、そういったこともございます。

赤井委員

負担割合の最大最小は決まっているのですか。

農地課長

最大最小というのは特に決めがございません。基本的に、例えばガイドラインのほうで市町村が 20%となっている部分については、それをベースに協議をさせていただいております。それで例えば 30%、40%が上限だとか、そういったものは特に決めはございません。

赤井委員

この新年度予算の中の事業名で、たん水防除事業とあります。小田原市、伊勢原市、大井町がたん水防除事業に入っているのですが、このたん水防除事業というのはどういう内容ですか。

農地課長

たん水防除事業につきましては、都市化の進展などによりまして、農業用排水路への雨水等の流入量が増大いたしまして、豪雨時に水路があふれて周辺の農作物や農業施設等に被害が及ぶことを防止するために、農業用の用配水路等を整備する事業でございます。

赤井委員

このたん水防除事業の平成29年度の変更で、定県第171号議案、64ページでしたよね。これが平成29年度の固定額が1,139万円で、変更が927万9,000円、更にはその2として68ページ、定県174号議案で927万9,000円というふうに変更したものを更に変更して、今度3,335万円と大きく変わってきているのですが、この規定額の変更というのはいつの時点で、何故こんなふうに変更するのですか。

農地課長

たん水防除事業につきましては、年度当初にまず国の内示減がございました。それにつきまして、一度減額の補正をさせていただいております。その後、今回2月1日に国の補正予算が成立したことに伴いまして、市町村と協議を行いまして、補正予算のその2として増額をお願いしているものでございます。

赤井委員

その内示減というのはいつごろだったのですか。

農地課長

今年度は4月の頭でございます。

赤井委員

今回こうやって171号議案で出てきているのが今ですよ。この4月の頭にやったのに、その時点では出さないものなのですか。

農地課長

国の内示減によりまして事業費が減額したものにつきましては、引き続き国のほうに予算要望した金額について補正の要望等を行ってきております。事業によりましては補正予算が国から頂ける場合もございますので、最終的にはこの2月で減額補正をさせていただいておるところでございます。

赤井委員

そうすると、例えばこのたん水防除事業で小田原市に当初は1,139万円だった、4月の当初に内示減で927万円になりました。小田原市としては若干安くなって喜んだかもしれないが、最終的に変更額として3,300万円という、当初の規定からいくと3倍になってしまっているのですが、この辺について、市町村にしてみれば何だよということになるのではないですか。工事が実際に先延ばしにならなくてはいけない工事も、今回全部見てくれるということならいいのですが、その辺についての話はちゃんといくのですか。

農地課長

市町村に対しましては、4月にもう内示減があった段階ですぐに国からの割り当て内示が幾らだったというようなこととお話をさせていただきまして、その後引き続き国に追加の要望をさせていただくというようなお話も併せてさせていただいた中で、小田原市につきましてもそのまま、予算のほうは2月、県と同じように3月の市議会のほうで減額の補正を一度すると聞いております。あわせて、国のほうからの補正予算が今回かなり大きい金額で1億3,000万円ですが、補正予算が来ておりますので、市町村にその話をしましたところ、やはり進捗が伸びるというようなことで、対応はしていただけるというふうになっております。

赤井委員

今日も小田原のほうも本会議中ですから、この補正、それからその2という形で変更額等についてやっているのだと思うのですが、今回、例えば平成30年度の予算で、最初の46号議案のほうに行きますと、そのたん水防除事業、小田原市に407万円という、またこれもこうなると変更、それから変更その2、その3という形で一気に変わってくるのかなと思います。こういう算定というのはどういう形でやっているのですか。これ全然違うのですよね。変更されたのは3,300万円だったのが、今回平成30年度当初は407万円でしょう。この内容について平成30年度はどうしてこんなに少ないのですか。

農地課長

小田原市の来年度予算が少ないというような御質問だったと思いますが、これにつきましては予算を編成する秋ぐらいの段階で、今年度は国から大型の補正があるというような情報を得ておまして、今回、補正で増額する分を踏まえた中で、来年度の当初は少なくなってくるという状況でございます。

赤井委員

ということは、またさっき言ったように変更、そしてその1、その2という形で工事自身をやりたいということになれば、またふやさなくてはいけないという形になるのでしょうか。その辺は小田原市も了解しているということでしょうか。

農地課長

その辺のところにつきましては、小田原市と、また補正があるかもしれないというような話も十分しております。十分に調整、協議させていただいているところでございます。

赤井委員

この質問はこれで終わります。

赤井委員

今回、様々な報告ございました環境基本計画等についての進捗状況、いろいろな報告資料もありました。また、それ以外にも県全体としての食育推進計画やいろいろなものが今回、報告書でもありました。

その中で、取ってつけたようにSDGs云々と出ているのですが、これについて、まず、なぜ取ってつけたような感じになっているのか、その辺について

お伺いします。

企画調整担当課長

SDGsの取組につきましては、神奈川県に施策を進めていく上で念頭にございまして、全庁に係る計画につきましても政策局のほうからSDGsについては言及して、この計画の中に入れていきます。具体的には食育の計画の中では、その後の経過にもあるのですが、後半のほうでは、それに基づきます政府の方針として地方自治体に各種計画や政策、方針策定や改正に当たってはSDGsの意欲を最大限反映することを奨励するというようなことを踏まえまして、第3次神奈川県食育推進計画においてもこの趣旨を踏まえて合理的にということをやまず意思表示として書かせていただいているということでございます。

赤井委員

今回、報告はありませんでしたが、前回の委員会で神奈川県花粉症発生源対策10か年計画の、発表がありました。これについては、本当は12月に策定をして公表したいというような予定だったのですが、私もいろいろとこれ見させていただいて、数字上の問題、いろんな問題があり、遅れているわけですが、この花粉発生源対策、特にこの環境に対してという点からいくと、環境の問題いろいろと関わりがありますので、SDGs等についてもいろいろと述べていると思うのですが、この対策、10か年計画の現状、また内容的な問題についてどんな状況なのか。

森林再生課長

今、委員からお話があったとおり、12月にこの発生源、本県独自の10か年計画の策定ということで報告させていただいて御議論いただきました。その中で、数字的な誤りというか分かりづらいというようなこと、SDGsの国際的な内容と花粉対策と関連する部分があるものについては、しっかり明記すべきだというような御指摘をいただいて、12月に策定案を策定する予定だったものを、今現在、更に検討期間を延ばして策定作業をやっているところでございます。

その中で、SDGsに関しましては、冒頭のところで当然そういったものを踏まえるということをお前提に入れさせていただいて、実際の取組に関しては、1点目は花粉の発生源対策については植え替え、要するに、花粉の少ないスギに植え替えている部分につきましては、持続可能な森林資源の活用という意味では、むやみやたらに植え替えるのではなくて、中長期的な視点を持って植え替えを進めていくというような点を入れさせていただきました。また、植え替える苗木につきましても、花粉対策だけでいえば全く発生しない無花粉の苗木が一番いいわけですが、やはり遺伝子的にもまだ無花粉苗木の遺伝子というのはまだそれほど多くございません。そういったことを考えますと、全てを無花粉の苗木に替えてしまうというのは自然界における遺伝子の多様性ということをお考えたときには、まだまだ見えない課題もあるだろうということで、そういった遺伝子にも配慮して無花粉だけではなくて花粉の少ない、そういった品種の苗木も併せて植栽していくということをおSDGsにおける生物多様性への配慮になるかと思いますが、そういうやり方をやっていくということをお計画の中で、明記させていただいているところでございます。

赤井委員

発生源対策 10 年計画については、多分、春ぐらい、3 月ぐらいまでにはできるとは思いますが、先ほど、課長からも答弁ありましたように、環境対策という、こういう観点からいったら、最初にできる計画の中に SDG s を入れていただくことは、当然のことかなとは思っております。2 月 1 日に第 1 回の SDG s フォーラムが大会議場で開催されました。これが、事務局は環境計画課なのですが、かながわ地球環境保全推進会議というところが主催でやられています。このかながわ地球環境保全推進会議とはどういう会議体なのですか。

環境計画課長

かながわ地球環境保全推進会議では、持続可能な社会かながわを進めるということで、官民連携、具体的に申し上げますと、神奈川県内の市町村それから団体等が 105 団体で構成されている会議体でございます。

赤井委員

推進会議で基調講演のほか様々な会議、発表がありました。聞くところではいっばいで、後から申し込んだ方も入れなかったという、そういうような状況も聞いています。この開催したフォーラムの内容と、参加者はどの程度でしたか。また、アンケートも行ったと思いますが、このアンケートの内容についてお伺いします。

環境計画課長

まず、内容ですが、基調講演で SDG s ステークホルダーズ・ミーティングの構成員の方に、SDG s で自分を変える、未来が変わる、ということで、SDG s の基本的な考え方等について御講演いただきました。その後、具体的な SDG s、企業での取組ということで、鈴廣かまぼこの副社長、それからイオン(株)グループ環境・社会貢献部長ですが、その方々お 2 人に取組事例を紹介いただきました。

参加者なのですが、申し込みは 200 名を実は超えまして、やっぱり当日の出席者については 148 名ということで把握をしております。

そのうち 107 名からアンケートの回答がございまして、一般の方が 30% 参加をいただいております。また、民間企業の方は 27%、それから環境関連団体の方が約 12% という参加状況でございます。具体的なアンケートの内容でございますが、参加された方々の約 47% が SDG s の内容を知っているという状況でございます。また、SDG s の名前を知っている、こういった方々が約 3 割、それから取組を実践しているという方々が 11%、それから、具体的に関係する業務に従事している、こういった方々が 12% という状況でしたので、SDG s はある程度、承知をされているという方が参加されたということになったとなっております。

また、内容ですが、9 割を超える方々から今後の参考になるというアンケート結果をいただいております。具体的には自社の活動に当てはめて考えることができた、それから、自身の取組でできることもあると気づかされた、こんな内容のアンケートがございました。

赤井委員

鈴廣の社長は、商工会議所の会頭ですよ。具体的に自分の企業で SDG s

にどう取り組んでいるという、こういう発表があったので、非常に分かりやすかったのだなというふうに思うのです。そういう意味では、9割の方が活動の参考になるというアンケートの結果を見た場合に、神奈川県としても、このSDGsフォーラム、企業、県、市町村の職員の人たちに、このSDGsの取組を具体的にどのようにしていったらいいのだろうかという点について、知らせていく必要があると思います。

このフォーラム等についての開催の予定はどのような感じですか。

環境計画課長

SDGsは、17の目標が設定されており、多くの方に知っていただく必要があると思っております。県民、企業、それから団体、それぞれが身近なことを自分のこととして受け止めていただく、そういった機会をつくり上げていきたいと考えております。そのために、持続可能な社会の実現を目的とするかながわ地球環境保全推進会議の来年度の事業につきまして、引き続き効果的な普及啓発方法について検討してまいりたいと考えております。

赤井委員

そういう意味で、環境農政が端を発してSDGsについて、全庁的に取り組むといった話も知事の方から頂いておりますし、また、県内市町村にも積極的に話し合いをしながら、神奈川県がSDGsの先進県と言えるようにがんばっていきたく知事も答弁されておりました。

この中、大阪府が既にSDGs推進本部というのを立ち上げてしまったのですが、今後の意気込みを局長に伺いたいと思います。

環境農政局長

SDGsにつきましてはもちろん、環境農政局、これまでも環境基本計画など、いろんな計画の策定をしておりました。知事のほうからも、全庁を挙げてやっていくのだということでありまして、私どもも是非、全庁をリードするような形でやっていきたいと思っております。

今回も、常任委員会の中で御議論をいただいておりますが、改めてこのSDGsのそれぞれの目標を見てみますと、これがもう世界のスタンダードなのだという物差しでもう一回見直していくということが大事なのだと思っております。例えば、環境の部分、今日も議論ありましたが、中でも大気、水質を一生懸命大切にしてきました。貧酸素水塊の問題がありますが、もちろん富栄養化というのも配慮になるわけでありまして、大気、水質もやりながらもそういった海洋資源をどう保全していくという視点が必要になってくると思っております。あるいは、農業の部分でも、これまでもいろいろ環境に配慮した農業ということによってしてきました。これから更に持続可能なというときには、この中にあります生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用、今まで働き方の環境改善をやってきましたが、農家には、やはり自然を相手にしているのだ、生物を相手にしているのだというような中で、限界があるような視点というのはあったと思うのです。もう一回、所管している計画等についても見直していくとともに、必ずほかの部局との関連が出てまいります。そういった部分も積極的に我々のほうからも働き掛けていくような形で、全庁で是非先頭に立って推進をしていきたいなというふうに考えております。

赤井委員

以上で終わります。